

肉用子牛等対策の推進

【肉用子牛等対策 790（800）億円】
うち肉用子牛生産者補給金等業務249（145）億円

対策のポイント

牛肉をめぐる情勢の変化に対応するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等関税収入を財源とした肉用子牛等対策を実施します。

（肉用子牛等対策とは）

平成3年度からの牛肉の輸入自由化とその後の大幅な関税率の引き下げに対処し、自由化により大きく影響を受ける牛肉及びその他の食肉の国内供給体制の存立を確保するためには、肉用子牛生産者補給金制度をはじめとして生産、流通、加工、消費にわたる各般の施策を実施する必要がある、これらの施策を総称して肉用子牛等対策と言います。

政策目標

肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発展を図ることによる農業経営の安定

<内容>

1. 国による施策

肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化、その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施します。

2. 独立行政法人農畜産業振興機構による業務

肉用子牛生産者補給交付金の交付、食肉の買入・調整保管、情報の収集、その他畜産の振興に資する事業を実施します。

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-3881（直））]

肉用子牛資質向上緊急支援事業（拡充）

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営においては、子牛価格の急激な低下により農家の経営意欲が低下しており、繁殖雌牛資源の減少が懸念される状況にあることを踏まえ、肉専用種繁殖経営の収益性の改善を図るため、優良な種雄牛の精液による人工授精又は優良な繁殖雌牛への更新による子牛の資質向上や意欲的な飼養管理の改善による繁殖性の向上に取り組む肉用子牛生産者に対して支援交付金を交付する。

2 事業の内容

地域で定める「肉用子牛資質向上促進計画」に基づき、肉用子牛生産者が交付対象牛を生産した黒毛和種繁殖雌牛について以下の取組を行うことを条件に、支援交付金を交付する。

(1) 優良な種雄牛精液による人工授精

(2) 繁殖雌牛の更新

○ 交付対象者

肉用子牛生産者補給金制度に加入する肉用子牛生産者

○ 交付対象牛

家畜市場における取引価格が発動基準（40万円又は都道府県の平均取引価格のいずれか低い額）を下回った肉用子牛

○ 支援交付金単価

① 優良な種雄牛精液による人工授精

発動基準を下回った場合 1頭当たり10千円

発動基準を1万円以上2万円未満下回った場合 1頭当たり20千円

発動基準を2万円以上下回った場合 1頭当たり30千円

発動基準を3万円以上下回った場合 1頭当たり40千円

〔※ ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満の場合に限る（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあっては低能力牛を除く。）〕

発動基準を4万円以上下回った場合 1頭当たり50千円

〔※ ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満であって（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあっては低能力牛を除く。）、繁殖性向上の取り組みを実施する場合に限る。〕

② 繁殖雌牛の更新

優良な繁殖雌牛への更新

1頭当たり50千円

地域の改良方針等に基づく高齢繁殖雌牛（12才以上）の更新

1頭当たり50千円

3 事業実施主体

（社）全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

79億円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4941
担当者：富澤、佐藤

肉用牛肥育経営安定対策事業（拡充）

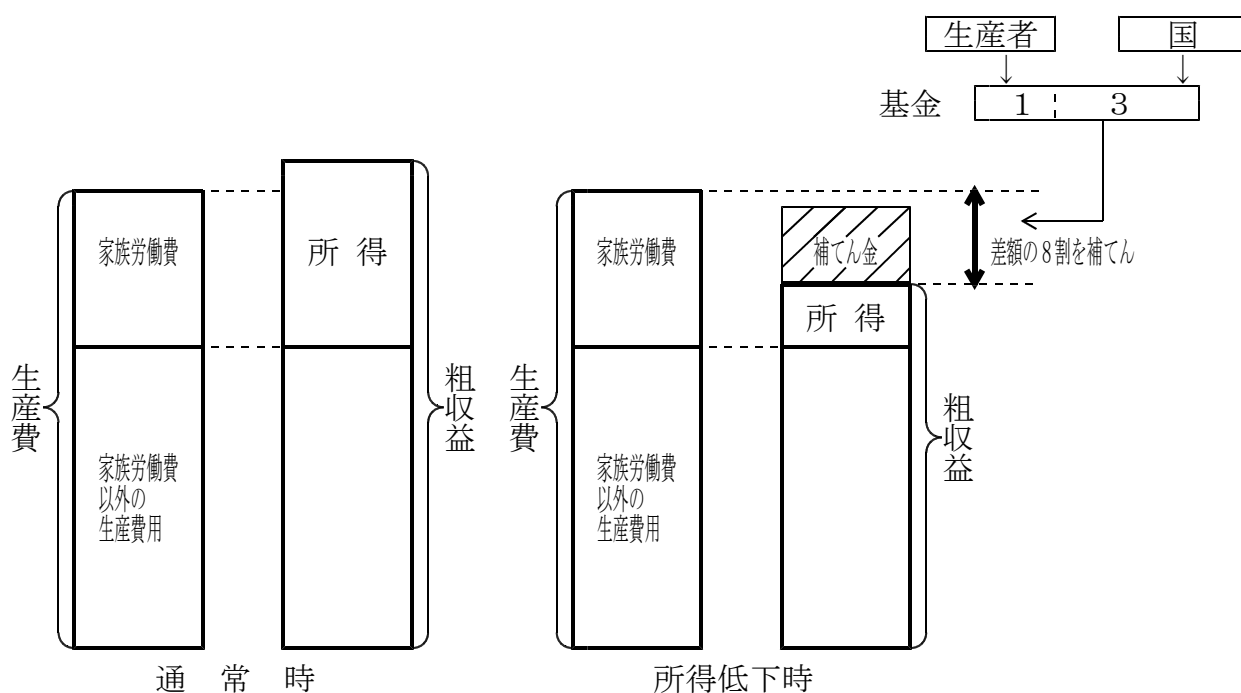
1 事業の目的

牛肉消費の減少に伴い枝肉価格が低迷していることから、1年以上の長い肥育期間を要する肉用牛肥育経営においては、21年度も物財費割れの状況が継続されると見込まれることから、本事業の実施に要する補てん財源を確保し、事業の円滑な実施により、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 事業の内容

都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付する。

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成19年度～平成21年度（3年間）
- (3) 発動基準 基準家族労働費（直近3カ年の平均家族労働費）
- (4) 補てん割合 基準家族労働費と四半期平均推定所得との差額分の8割
- (5) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
（必要に応じて褐毛・短角の設定も可能）
- (6) 生産者積立金 都道府県ごとに金額を決定
- (7) 事業対象経営 認定農業者及び認定農業者に準ずる者として都道府県知事が認定した者



3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、都道府県団体

4 所要額（補助率）

174億円（定額、3／4以内）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：関村、浦嶋

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（拡充）

1 事業の目的

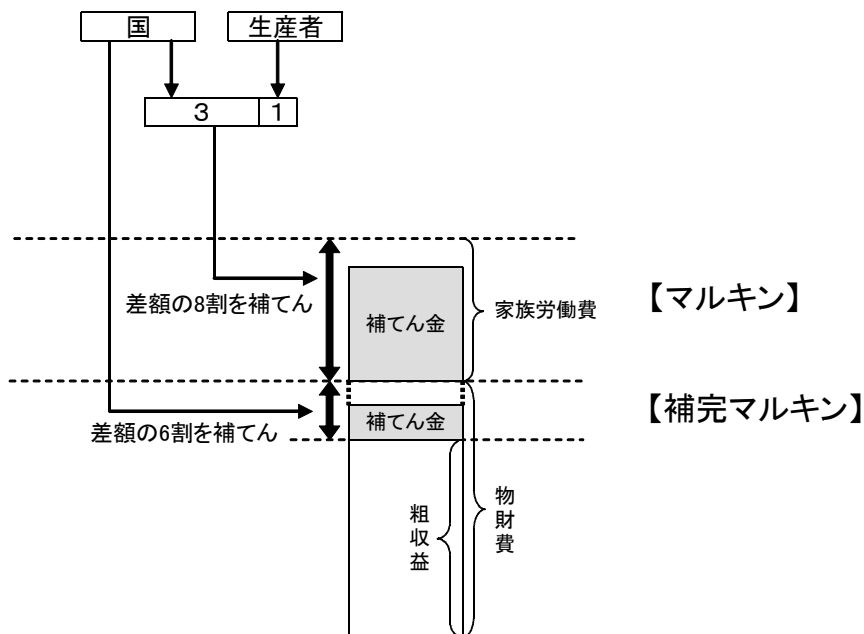
国内牛肉消費の減少に伴い枝肉価格が低迷していることから、1年以上の長い肥育期間を要する肉用牛肥育経営においては、21年度も物財費割れの状況が継続されると見込まれる。

このため、21年度も枝肉価格が低迷した場合に対応できるよう本事業の実施に要する補てん財源を確保し、事業の円滑な実施により、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 事業の内容

(1) 全国平均で品種区分毎の肥育牛1頭当たりの四半期推定所得がマイナス（粗収益が家族労働費を除く生産費を下回ること）となった場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）の契約生産者であって、生産性向上に計画的に取り組む肥育牛生産者に対して、そのマイナス分の6割（補てん率80%×国の負担分3/4）について補てんを行う。

(2) (1)の事業の円滑な推進のため、生産性向上のための検討会の開催や指導等を行う。



3 事業実施主体

(社)中央畜産会、都道府県団体

4 所要額（補助率）

318億円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：関村、浦嶋

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（拡充）

1 事業の目的

肉用牛肥育経営については、導入時の素畜価格と飼料費が高水準の時期に肥育された牛が出荷されており、枝肉価格の低迷により、収益性の悪化が続いている。

このため、生産性の向上や飼料自給率の向上の取組を推進することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。また、生産者が環境対策の強化、新たな国産牛肉需要の創出及び早期出荷に取り組む場合に追加的な支援を行い、肉用牛の生産・流通・消費の振興を図る。

2 事業内容

(1) 肥育牛経営緊急支援強化事業

肉用牛肥育経営安定対策（マルキン事業）に参加する生産者が、①の取組を行う場合にステップ奨励金を交付する。

また、この取組に加えて、②の取組を行う場合にアップ奨励金を交付する。これらの奨励金は、マルキン事業の発動に連動して、四半期ごとに交付する。

① 基礎部分：ステップ奨励金 出荷牛1頭当たり10,000円（全品種共通） 下記の取組のうち、いずれか一つに取り組む。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ア 生産性を高める畜舎づくりに資する取組 | } |
| イ 飼料自給率の向上に資する取組 | |
| ・ 換気の改善・防暑又は給餌の改善 | ・ 新しい敷料の導入 |
| ・ 害虫等の侵入防止又は人・車・資材の消毒 | |
| ・ エコフィード、農場副産物の活用 | ・ 自給飼料の生産・利用 |

② 加算部分：アップ奨励金 出荷牛1頭当たり7,000円（全品種共通）

①の取組に加え、下記の取組のうち、いずれか一つに取り組む。

- | | | |
|--------------------|---|--------------|
| ・ 水質検査の実施 | } | ・ 害虫駆除機器の導入 |
| ・ 臭気検査の実施又は消臭剤の使用 | | ・ たい肥成分分析の実施 |
| ・ 新規国産牛肉（子牛肉）の需要創出 | | ・ 早期出荷の実施 |

※ 加算分の交付に当たっては、自主的な牛肉の販売促進を行うため、生産者は拋出するよう努めるものとする。

(2) 肥育牛経営強化推進指導事業

(1)の事業の円滑な推進のための会議の開催、支援及び指導等を行う。

(3) 高品質乳用種等素牛生産推進事業

高品質な乳用種等素牛を生産するため、地域ぐるみで生産方式のあり方の検討等を行う。

3 事業実施主体

(社)中央畜産会、都道府県団体

4 所用額

128億円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：関村、山本

肉用牛生産性向上緊急対策事業

1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

(2) 肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

① 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

② 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、簡易牛舎、衛生資材等の導入

3 事業実施主体

(社)全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

9億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4923
担当者：岡本、塚口

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、地域の計画に基づいて肉用繁殖雌牛を維持・増頭しながら肉用牛繁殖基盤の質的向上や担い手の確保に資する対策を中心に取組み、新規参入円滑化対策、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策と併せて実施することにより肉用牛生産基盤の安定的な強化を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援等を行う。

(2) 肉用牛改良増殖強化対策

優良種雄牛の作出及び広域利用のため、優良な育種資源の確保・利用、集中的な後代検定等を行う。

(3) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策

繁殖雌牛等の能力評価の推進のため、枝肉情報の収集、分析、提供等を行うとともに、候補種雄牛生産のための優良雌牛の確保、後代検定推進のための普及啓発及び広域的な種雄牛評価の推進等を行う。

(4) 肉用牛繁殖基盤強化対策

肉用牛繁殖基盤の強化を図るため、生産者集団等が計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①繁殖雌牛導入促進 | ④繁殖基盤の整備（器具機材等の導入） |
| ②酪農経営活用肉用牛増頭 | ⑤肉用牛ヘルパー推進 |
| ③円滑な雌牛継承の推進 | ⑥経営内一貫生産方式の導入 |

(5) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施。

(6) 地域内肉用子牛導入促進対策（拡充）

地域内で肉用牛の能力改善を加速するため、若い繁殖雌牛の的確な選抜とう汰、新たに選抜された種雄牛の有効利用を推進する。

(7) 肉用牛振興推進指導

上記事業（（1）及び（2）を除く。）の推進に必要な推進会議の開催、計画の策定、連絡調整、調査、指導、研修、技術指導等を行うとともに、高齢化が進展している地域における肉用牛繁殖経営の支援組織及び円滑な経営継承事例実態調査を行う。

また、直接交付方式に伴い各県団体の事業実施状況の把握、事業効果の評価等を行う。

3 事業実施主体

(社)中央畜産会、(社)家畜改良事業団、(社)全国肉用牛振興基金協会、農協等

4 所要額（補助率）

50億円（定額、1／2以内等）

（ 担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：関村、米森 ）

子牛生産拡大奨励事業

1 事業の目的

子牛価格低落時に、繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対して奨励金を交付することにより、肉専用種繁殖経営における子牛生産拡大意欲の向上を図り、もって我が国肉用牛資源の拡大に資する。

2 事業の内容

子牛価格が下記の発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖雌牛頭数の増頭者及び維持者に対し、販売又は自家保留された子牛1頭当たり下記の奨励金を交付する。

品 種	発 動 基 準	単価（子牛1頭当たり）	
		増頭者 （拡大奨励金）	維持者 （生産奨励金）
黒毛和種	35万円を下回った場合	10千円	7千円
	34万円を下回った場合	20千円	15千円
	33万円を下回った場合	30千円	22千円
	32万円を下回った場合	40千円	30千円
褐毛和種	32万円を下回った場合	25千円	—
	29万円を下回った場合	〃	16千円
その他の 肉専用種	23万円を下回った場合	19千円	—
	21.1万円を下回った場合	〃	12千円

注：子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められる指定市場の平均売買価格（四半期ごと）とする。

3 事業実施主体

（社）全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

70億円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4941
担当者：富澤、佐藤